

令和2年度 仙台市障害者施策推進協議会（第2回）議事録

1 日時	令和2年10月23日(金曜) 18:30~20:00
2 場所	仙台市役所本庁舎 8階ホール
3 出席	安達委員、阿部委員、大坂委員、奥田委員、小野委員、小幡委員、川村委員、菅野委員、佐々木委員、柴田委員、清野委員、高橋委員、寺田委員、中村委員、西尾委員、支倉委員、原委員、三浦委員、山下委員 ※欠席：中嶋委員 [事務局]高橋障害福祉部長、菅原障害企画課長、高橋障害者支援課長、山懸障害者総合支援センター所長、林精神保健福祉センター所長、蔦森北部発達相談支援センター所長、早坂南部発達相談支援センター所長、福本青葉区障害高齢課長、櫻井宮城総合支所障害高齢課長、只埜宮城野区障害高齢課長、大石若林区障害高齢課長、都丸太白区障害高齢課長、小泉秋保総合支所保健福祉課長、樋口泉区障害高齢課長、安孫子企画係長、阿部サービス管理係長、佐藤社会参加係長、阿部地域生活支援係長、佐藤障害保健係長、長岡施設支援係長、和田指導係長、平吹主任、平木主事、田所主事、成田主事、水間主事、相原主事

4 内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

会 長 今日、施策推進協議会の第二回ということでございます。今日の議事は、モニタリングと障害者基本法に基づく障害者福祉計画です。前もお話ししたかもしれませんが、モニタリングを始めたのは、仙台が一番最初だったと思います。今は、ほとんどのところでやっているかもしれませんが、大事なことだと思いました。

あわせて、第6期の障害福祉計画並びに第2期の障害児福祉計画という三年一期の二つの計画を策定するのも今年度のことになりますので、ある意味大変というか、充実した検討がなされる時期だと思えます。やはり、仙台に暮らしていて良かったということは大事ですよね。再三、「仙台らしく」と言ってきました。「仙台らしくとは具体的に何なのか」といつも問われますが、やっぱり仙台らしい具体性があると胸を張って言えるような計画を皆さんとともに作っていく必要があると思っています。

様々なところで、今、障害福祉領域が大きく変わっていくところです。菅内閣だからそうなったのか分かりませんが、厚労省でも縦割りに横串を入れようという機運が少しずつ出てきているところです。

そのようなことを取り入れながら、仙台でも皆さんとともに検討していく必要があるということをお願いして、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。皆さん、今日はよろしくお願いいたします。以上です。

(3) 議事録署名人氏名

① 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認。

② 議事録署名人氏名

議事録署名人について、会長より柴田委員の指名があり、承諾。

(4) 議事

(1) 仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果について

(2) 仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書（案）について

(3) 仙台市障害福祉計画（第6期）・仙台市障害児福祉計画（第2期）中間案骨子について

会 長 それでは、次第4に入ります。

(1) 仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果について、事務局から説明願います。

障害企画 障害企画課の菅原です。本日もよろしくお願ひします。

課 長 今回の協議事項は、「質的モニタリングの結果について」、「仙台市障害者保健福祉計画の中間報告書（案）について」、「仙台市障害福祉計画・障害児福祉計画の中間案骨子について」の3点でございます。

(事務局)

まず、(1) 仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリングの結果についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。

調査の概要です。

1. 令和2年度の質的モニタリングについてです。令和2年度の質的モニタリングは、とりわけ障害者保健福祉計画の中間評価の年度にあたることから、前期期間の取り組みについての評価を確認する目的で、現計画の施策体系ごとに、関係する個人や団体等を対象に調査を実施いたしました。

委員の皆様にもお忙しい中ご協力をいただき、当事者の方や関係者の皆様から、多くの意見をいただきました。いただいた意見につきましては、中間評価に反映させていただいております。2. 調査方法、3. 期間、4. 調査対象者については記載のとおりです。

2ページには、体系ごとにヒアリングを行った団体・対象者を記載してございます。

次に資料1-2をご覧ください。ヒアリング調査でいただいた、主な意見を抜粋して記載いたしました。若干、紹介させていただきます。資料1-2をご覧ください。

障害者保健福祉計画でございますけれども、18ページの施策体系を1-2の2ページで示させていただきましたが、その項目ごとに、ヒアリングを行っております。例えば、(1) 障害理解・差別解消の項目については、障害理解サポーター研修等の受講していただいた団体にヒアリングを行いました。

障害理解の深まりという質問に関して感じることは何ですかという質問には、一番

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

上に「10年前とは理解が全然違うように思う。児童クラブ等で、障害のある児童と一緒に子供を預けることに抵抗のある保護者は少なくなっているように感じる」、「親自ら、子供に障害があることを公表する親もいる」等の意見をいただきました。また、その下では「テレビで手話通訳を目にすることが増えてきた。障害者への配慮の高まりを感じる」等の感想がありました。

各種障害理解促進事業では、とっておきの音楽祭の浸透や、障害の有無に関わらず一緒に楽しめる、障害者スポーツ競技「ボッチャ」の評価などの意見がございました。

これまでの取り組みに対して、評価の声が多かったですが、質問項目三つ目で「誰にでも参加できる取り組みがあると良い。先駆的な取り組みを紹介してほしい」等の意見もあり、今後の取り組みの参考にさせていただきます。このように、施策体系ごとに聴き取りを行いました。体系ごとに数点紹介させていただきます。

3ページ、施策体系（2）放課後支援では事業所に対するサービス内容についてヒアリングをいたしました。放課後等デイの役割についての質問では、「放課後等デイは他の子どもとのコミュニケーションを図れたり、療育により新しい表情を見せる場になる等、子供の成長の機会となっている」との声や、保護者から「入浴や午前中受け入れ等のサービスが助かっている」との意見がありました。

施策体系（3）の地域での安定した生活を支援する体制の充実でも多くの意見をいただきましたが、7ページ居住支援では、障害特性に応じた対応についての質問に、支援者から「障害程度に関わらず、一人ひとりの希望に沿った活動や外出を支援している」、必要な施策や支援の質問に「事業所間で連携して、重い障害がある方に対応するためのノウハウを共有することも重要」、地域とのかかわりについて「事業所と地域のつながりのため、バザーなどを通して、地域の方と交流し、理解を得ることが重要」などの支援のあり方についてご意見をいただいております。

施策体系（4）生きがいにつながる就労と社会的参加の充実では、福祉的就労に関しましては、9ページ一番上の意見で、事業所から「感染症のコロナ禍の緊急事態宣言下において、通所と在宅就労の選択制にしたが、利用者の多くは通所利用を選んだ。福祉的就労では、生活リズムを安定することに重点を置いている方が多いのだろう」一般就労に向けた企業とのマッチングに対する声として、10ページに「企業に事業所を知ってもらう機会がもっとあれば良い」等の声をいただいております。

また、11ページ下から二つ目、障害者スポーツのすそ野の拡大を図るためには、「大学で障害者スポーツを取り入れた授業を行っている影響で、大学生ボランティアが飛躍的に増加している。このような方たちをボランティアとして育成することが大事」等の意見をいただいております。

施策体系（5）安心して暮らせる生活環境の整備では、人材確保のための施策や支援の質問に対し、「人材育成のためには、学生への働きかけも大事だが、事業者同士の交流会なども大事」、「福祉そのものの魅力を事業者自身が学生や地域に伝えなければならぬ」等の意見がございました。

このように、量的モニタリングだけでは把握できない意見を多くいただいております、

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

これらの意見を参考にさせていただき、資料2の中間報告書に反映させていただいております。調査にご協力いただいた委員の皆様には、お忙しい中、本当にありがとうございました。

質的モニタリングに関する事務局からの説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございました。次第の4の議事（1）について事務局より説明ございました。なお、この質的モニタリングの調査にご協力いただいた委員の方から補足や感想などがありましたら、いただきたいと思っております。参加いただいたのは、原委員、中村委員でございますので、原委員から先をお願いしたいと思います。

原 委 員 教育委員会の特別支援教育課の原と申します。

私は放課後等デイサービスと、もう一箇所、別のところに行かせていただきましたが、その時に思ったことをご紹介します。

放課後等デイサービスの事業所では、非常に障害が重い方々を受け入れておられまして、登録者は17名いらっしゃるようでして、このうち9名が、医療的ケアを必要とする方のため、看護師をたくさん雇用して対応していると伺いました。

特に、看護師の数を確保するということが非常に困っていると伺いまして、実は教育でも、学校に看護師を任用しておりますが、なかなか人の確保が難しく、共通の悩みだと思っておりました。

もう一つは、看護師を採用した後の研修がなかなか難しい。特に比較的規模の小さい事業所ですと、事業者の中だけで、充実した看護師向けの専門性の高い研修をするのはなかなか難しいと思っております。そのことを施設長がおっしゃっていました。

例えば、事業所ごとの研修に委ねるだけではなく、行政が音頭を取って、複数の、あるいは仙台市全体の事業所が共同で研修するような仕組みを作ることが出来ないかと感じました。

あるいは福祉だけでなく、教育の方でも看護師の研修の充実を図ることに苦労しているため、部分的かもしれませんが、連携を具体的に図って、専門性の高い看護師の研修を確保していくことが出来るかなど、今回のモニタリングで施設を直接拝見して思ったところでございました。以上です。

会 長 ありがとうございました。続きましてヒアリングは、今お話しいただいた原委員とそれから中村委員も参加されましたので、先ほど事務局から説明がありましたけれども、中村委員から補足とか感想とかございましたら、よろしく申し上げます。

中村委員 私は8月25日に就労移行事業所に行ってまいりました。ここは、精神障害の方々の支援をしているところでした。就労に向けて大変頑張っているということ、施設長の方に伺いましたけれども、なかなか難しいなということをおっしゃっていました。10ページにその時のやり取りが書いてあると思っておりますので、ご覧

いただければと思います。

障害者の就労を進める上での取り組みと課題について伺いました。障害企画課の成田さんと一緒に二人で回りましてモニタリングをしてきました。

主な意見としては、ここに書いてあるようなことで、「繋がりがないところから就労先を探す際には、ハローワークの障害者雇用求人からアプローチすることが多い。利用者と一緒に見学に行くことも大事だと思う」、「障害者の就労を進める上での課題として、本人の希望と企業の求人のミスマッチや、就労後のフォローに関するマンパワー不足を感じる」というようなことをおっしゃっていました。

また、「企業が障害者雇用を促進しようとしても、現場で一緒に働く方から理解が得られないと定着が難しい。働く場での障害理解促進が必要だと思う」など、やはり精神障害の方々の就労というのは、知的障害や身体障害の方と違って、なかなか理解が得られにくいのだなど。でも、皆さんも「やっぱり働きたい」ととっても思っている。施設長さんも、やっぱりこういう施設の中にいるのではなく、一般就労に送り出したいという熱意を物凄く感じてきました。ただやっぱり精神障害の方々の就労というのは、なかなか理解が得られにくいということを感じてきて、「頑張ってください」としか言えなかったのですが、10時から10時半まで、あつという間でした。ちょっと時間が延びましたけれども、色々お話を伺ってきて精神障害の方々の就労の難しさというのを私は実感して帰ってまいりました。以上です。

会 長 中村委員、ありがとうございました。そして原委員、どうもありがとうございました。

続きまして、協議事項の(2)でございます。仙台市障害者保健福祉計画中間評価報告書（案）について事務局より説明願います。

障害企画 障害企画課の菅原です。

課 長 協議事項(2)仙台市障害者保健福祉計画中間報告書（案）についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

これまでの施策推進協議会でも説明させていただいておりますので、冒頭部分については、簡単に触れたいと思います。

3ページ、中間評価の趣旨でございます。真ん中の図をご覧ください。令和2年度は、6年計画の障害者保健福祉計画の中間評価、また、障害福祉サービスの見込量やその確保方策を定める、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の策定を行います。

4ページをご覧ください。障害のある方を取り巻く現状です。平成30年の本計画策定後、3年が経過いたしました。これまでの国の主な動きについて触れております。国の障害者福祉施策等の動向です。

(1) 障害理解促進ということで、差別解消法施行後3年が経過しまして、社会の

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

変化等に伴いまして、内容の充実が求められること、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について、対応策を講じる必要があることから、阿部会長も委員になっておられます、障害者政策委員会での見直しの検討が進められてきました。委員会では、差別や合理的配慮の提供、紛争解決の体制整備等の見直しの方向性が示されておりまして、今後は国において具体的な措置を講じることが期待されております。

(2) 障害のある子供への支援ということでは、平成28年5月の児童福祉法改正による、地方公共団体の医ケア児への支援の努力義務、平成30年12月の報告書等による地域での医ケア児と家族が安心して暮らせる体制整備、平成30年3月の教育と福祉の連携の加速についての報告書の動きがありました。

(3) 社会参加の充実では、仙台市では、不適切計上はございませんでしたが、国や地方公共団体による障害者雇用率の不適切に上乘せされた問題、これに起因した法律改正がありました。また資料にはございませんが、直近では、民間企業の法定雇用率が令和3年3月1日より2.3%になることが、厚生労働省から報告されています。

(4) 環境整備では、人材の確保での対応ということで、令和元年10月の報酬改定では、勤続10年以上の職員に対する加算制度等、障害福祉人材の処遇改善も行われました。

(5) 東京パラリンピックの延期です。ご存じのように、東京パラリンピックが1年延期になりました。現在、来年の開催に向けた動きも見られつつあり、引き続き「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づく、心のバリアフリー等の取り組みの推進が求められています。

ここまで、国の動向に触れましたが、今回の中間評価では、新型コロナウイルス感染症の影響についても触れなければならないと考えております。

令和元年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症ですが、国内では令和2年1月に初めて感染者が確認され、仙台でも4月16日より、緊急事態宣言下となり、5月14日に解除されるまで、市民の日常生活に制約がございました。解除後も感染者は継続して発生しており、障害のある方の行動面や心理面にも様々な影響が生じております。本市の事業への影響については、「IV中間評価及び後期計画期間の取組」において後述いたします。

3 本市における障害のある方の状況です。

簡単に触れさせていただきますが、1つ目のグラフの障害者手帳保持者数ですが、身体障害者はほぼ横ばいなのに対し、療育・精神手帳は増加傾向にございます。

次のページ、下のグラフの指定障害福祉サービス等利用者数ですが、利用者数は増加傾向にあり、とりわけ訓練等給付の増加が顕著になっています。

7ページは、指定障害福祉サービス事業所数・指定障害児通所支援等事業所数です。それぞれ増加しておりますが、とりわけ、通所支援等事業所の増加傾向が顕著です。このような状況を踏まえ、見込量を作成しております。

8ページ、III 中間評価の方法です。

(1) 評価対象事業ですが、平成30年度の計画に挙げている196事業のほかに、令

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

和元年度の新規事業4項目も対象にいたしました。社会情勢が大きく動いておりまして、令和2年9月までの期間における評価可能な実績や感染症の影響についても、評価対象に含めております。

(2) 評価対象期間です。前期期間のうち、平成30年度、令和元年度を主な対象期間といたしました。令和2年度は、まだ実績が確定していないため、対象から外しておりますが、感染症の影響も含め分析しております。

(3) 中間評価方法です。計画の重点事業を中心に、量的モニタリング及び質的モニタリングの結果を踏まえて評価しております。

また、今回の中間報告では、「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、各施策体系に基づく目標を掲げ、記載しております。当分野では6項目の目標が該当しております。

9ページです。以下の施策体系に沿って、主な事業ごとの実績及び評価を取りまとめしております。

10ページです。事業の実績及び評価の記載方法です。各施策体系共通ですので、説明いたします。一番上の項目です。施策体系の番号と名称です。その下には、該当のあるものについてのみですが、障害福祉計画及び障害児福祉計画に定める到達目標を参考値として記載いたしました。

次は、主な事業です。計画記載事業のうち重点事業や新規事業を記載しました。

次が、主な実績です。平成30年度、令和元年度の主な実績を記載しました。量的モニタリングから得られたものでございます。

次が、量的モニタリングで把握できない、アンケート結果等を評価指標といたしました。

その下は、質的モニタリングです。平成30年度から今年度までに関係者ヒアリングから得られた意見をまとめております。

その下は、上記を踏まえた今後の課題を挙げています。

11ページ以降に、それぞれの事業の実績及び評価を表にしました。そして、その分析及び後期計画期間に向けた取り組みの方向性をまとめました。

既にご覧になっていただいていると思いますので、主な事業や補足点を中心に説明いたします。

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進です。基本方針に基づきまして、各事業を推進しております。

(1) ①理解促進・差別解消です。最も柱となる事業として、主な事業の障害理解サポーター事業を実施しております。平成30年度に開始いたしました同事業ですが、企業等からの申し込みが多く、下の主な実績で示しておりますが、令和元年度には人数・回数とも倍増いたしました。毎回、講座実施後、アンケートを実施しておりますが、その他評価指標の項目に、その結果を掲載しております。「理解ができた。わかりやすかった」との評価が多く、市民・事業者へ障害理解・差別解消について啓発する上で効果的であり、今後も着実に取り組んで行く必要があることが伺えました。こ

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

の事業を学生向けにアレンジしたものが、主な事業の一番下の「ココロン・スクール」でございまして、若年層への理解促進を図っているものでございます。今年度はコロナウイルス感染症拡大の影響を受け、上半期の開催が難しい状況がございましたが、9月以降になりまして研修開催時の感染症への対応を定め、防止策を図ったうえで、講座を再開しております。ココロン・スクールも含め、今後も広く実施し、理解促進を図ってまいります。

次に、13 ページ、虐待防止・成年後見制度等でございます。上の表、主な実績ですが、虐待相談受理件数は増加しております。一方で、令和2年度の障害福祉サービス事業所向け研修参加者は前年度より減少いたしました。研修内容や時期等を検討しまして、多くの事業所への啓発に努め、虐待の未然防止に努めてまいります。下の分析及び今後の方向性ですが、障害者虐待防止体制の整備については、365日24時間対応を行う電話相談窓口の設置や、緊急時における被虐待者の受け入れ施設の確保等により障害のある方の安全確保及び権利擁護の推進を行いました。

一方で、近年の傾向として、虐待相談の増加や差別的取り扱いと虐待相談との判別が難しいもの、守秘義務から虐待調査が進めにくいもの等が増加しており、対応が複雑化しております。先ほど申し上げましたが、虐待の未然防止や関係機関との連携による相談体制の強化に力を入れてまいります。

14 ページ、2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実です。障害のある児童に対しては、切れ目のない支援、ライフステージに応じた子育て・教育・福祉分野の連携等により支援を推進しています。

(2) ①早期発見・早期支援です。発達相談総合情報提供を重点事業としています。情報提供については、主な実績に記載しておりますが、発達に関する相談窓口や支援施策等の情報を総合的に提供する冊子を作成し、関係機関等に広く周知を行いました。

また、主な事業の三つ目、発達評価体制強化事業では、主な実績の三つ目「アーチル嘱託医・常勤医による相談件数」で件数を示しておりますが、令和元年度は305件増加しております。これは、令和元年度にアーチルに配置する発達障害専門医の数を増やしたことにより、件数が増となっております。後期計画期間においても、引き続き、地域のかかりつけ医との連携強化によるネットワークの構築と発達障害に関する専門性の確保に努めていきます。

15 ページ、(2) ②保育・療育です。到達目標は達成しておりまして、令和2年度は、いずれも質の向上を目指しております。質的モニタリングから得られた意見でも、「他機関との連携を進めること」、「障害や発達の遅れがあっても、地域の中で当たり前のように生活できることを望む」との意見があり、後期計画期間では、地域の支援機関との連携を拡充するための環境整備を図るとともに、保育所・幼稚園・学校とアーチルとの連携の仕組みづくりを進めてまいります。また、感染症の影響でございますが、登園を控えた児童に対しては、電話等による定期的な健康管理や相談支援、自宅で取り組める教材等の提供等支援方法を工夫し、支援の継続を行ってまいりました。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

17 ページ、(2) ③教育・発達支援です。この分野も、保育・療育と同様、子育てと教育、福祉に係る機関と施策との連携を図ることで支援の充実を図りました。主な実績では、連携ツール「連絡票」の作成は減少しておりますが、アーチル職員による学校訪問は100件近く増加しております。相談者についてのアーチルの考えや支援方法を直接情報共有することで、相談者や学校への支援を拡充してまいりました。

18 ページ、(2) ④放課後支援です。一番上の到達目標です。重症心身障害児に対する支援事業所数ですが、令和元年度に、青葉区の事業所が休止したため、3区に減少しましたが、現在は4区に戻っております。これにつきましては、今後は、各区に1ヵ所以上確保することを目標に進めてまいります。主な事業の重点では、放課後等デイサービスによる支援、重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備を挙げております。放課後等デイサービスによる支援につきましては、令和元年度の市内事業者数が前年度から16ヵ所増、一月あたりの利用量及び利用量実人数も増加となり、障害のある児童の活動の場の拡充に繋がりました。感染症の影響としましては、今年度の放課後等デイ事業者研修会の一部が中止となりましたが、今後は、研修規模や開催回数による分散を図りまして、十分な感染防止策を講じた上で開催を行ってまいります。また、特別支援学校等の臨時休校時には、各事業所において、通常の営業時間を超える長時間の支援や電話訪問による支援等により継続した支援を行いました。

19 ページ、(2) ⑤家族支援です。主な事業、重点でございますが、重症心身障害・医療的ケア児者の支援体制整備を挙げています。支援体制として、家族教室やペアレント・プログラム等を実施し、発達障害児を抱える家族へのサポート体制の整備・充実を図りました。家族教室については、参加者のニーズを反映し、内容を工夫することで、理解促進を図り、参加者からは高評価を得ることができました。質的モニタリングでいただいた意見を参考にしながら、後期計画期間においても、乳幼児から学齢児へのライフステージを通じた家族支援体制の整備・充実を図るとともに、ペアレント・トレーニングのより一層の普及や家族教室における支援の充実を図ってまいります。

21 ページ、地域での安定した生活を支援する体制の充実です。障害のある方が、自分の意思で物事を選択して住み慣れた地域で暮らしていけるように、一人ひとりの障害等の特性に応じた支援を展開してまいります。

(3) ①相談支援です。到達目標として、「令和2年度末までに地域生活支援拠点等を整備する」という目標を掲げました。平成30年10月よりモデル事業を実施してまいりましたが、令和元年度にモデル事業の全市への拡大、令和3年度の本格実施に向け、中長期的な予防的視点に立った継続支援のコーディネートと関係機関と連携した緊急受入れ後の支援の確立を課題として取り組んでいるところでございます。

主な事業、重点の三つ目の精神障害者家族支援事業でございますが、精神障害のある方の家族を対象にピア相談、これは家族とともに様々な体験をした方を別の家族の相談に応じる相談員として育成するものですが、多くの方に研修参加をいただきましたが、実際に活動する場が少ない状況でした。このため、令和2年度からは相談の場

を定期的に設定して、育成した人材の活用に積極的に努めております。

23 ページ、(3)②生活支援です。障害のある方が地域で安定した生活ができる環境を整えるため、障害特性に応じた支援を行うとともに、地域住民による支えあいの取り組みを進めました。主な実績の二つ目でございますが、高次脳機能障害生活訓練事業の延べ利用者数ですが、令和元年度の実施回数は前年度より22回増加し、26回となりまして、延べ利用者数は284人増の311人となりました。この理由としては、令和元年度より実施頻度を週1回に増やしたことにより、安定したプログラムを提供できるようになったことが挙げられております。一方で、効果的な訓練内容及び訓練実施期間の明確化が課題となっており、複数の訓練内容の試行や定期的な訓練効果の測定に取り組んでおります。また、高次脳機能障害に特化した地域資源が不足していることも課題で、訓練終了後の移行先を開拓することが必要となっております。

(3)③居住支援です。障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進や医療的ケア障害者対応型グループホームの運営費補助、障害特性に応じた住まいの場の確保に向けた支援を重点としております。障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じた住まいの場の確保や居住に伴う物理的なバリアの軽減等の環境整備を進めました。新規開設事業者に対する消防設備設置費用の助成等、主な実績を挙げましたが、前期計画期間においては、重度障害者に対応したグループホームの新規開設や増設の伸び悩みが課題となりました。原因としては、前述の費用の面だけではなく、より手厚い支援を行うための人材確保が考えられます。後期計画期間においては、このような面も考慮に入れ、補助事業の充実を図ってまいります。

(3)④地域移行・地域定着支援です。到達目標として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げております。地域移行・定着を促進するため、主な実績として、ピアサポーターの活用等により7例の個別支援を行ったほか、退院意欲喚起に向けた精神科病院内での啓発活動を2年間で計21回実施いたしました。施設から地域生活への移行に至っては、入所待ちの方も一定程度ありまして、入所者数は減少には至りませんが、後期計画期間においては、地域における受入れ条件が整わない精神障害のある方を念頭に、居住支援のあり方や職員の能力向上、地域の中での孤立を予防する仕組みなどについて検討を行い、事業化を行ってまいります。

(3)⑤保健・医療・福祉連携です。主な事業として、重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備、高次脳機能障害のある方への支援、ひきこもり者地域体制支援事業等がございます。重症心身障害・医療的ケア児者に対する支援体制の整備を図るため、医療・福祉・教育等のネットワークを構築するとともに、疾病予防等のための健康づくりやひきこもり者の支援等に取り組みました。高次脳機能障害のある方の支援としては、関係する機関や家族等が連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図りました。主な実績の二つ目、総合相談の延べ件数ですが、令和元年度は大幅な件数増となっており、研修や勉強会等の各事業を通じて、支援の普及・啓発を行いました。ひきこもり者に対する支援については、多様な背景や要因を加味した本人理解や支援方針の検討が重要となることから、ひきこもり支援センターのほか、はあとぼー

と仙台やアーチル、児童相談所などの相談専門機関を加えた事例検討の場として、ひきこもり支援連絡協議会を位置づけ、市全体の支援能力の向上と継続支援のためのサポート体制を整えました。後期計画期間においては、事例を積み重ね、支援の質の向上を図っていきます。

28 ページ、(3) ⑥給付・手当等です。心身障害者医療費の助成や特別児童扶養手当の支給を行っております。障害者手帳所持者の増加にあわせて、医療費助成受給者も増加しております。今後も適切な給付や助成等に努めてまいります。

29 ページ、生きがいにつながる就労と社会参加の充実です。暮らしの中に生きがいを見つけられる機会としての就労はとても大切でございます。働きやすい就労の場づくり、企業等への啓発、福祉的就労も含めた多様な就労環境づくりを推進してまいります。

(4) ①一般就労・福祉的就労です。障害特性に応じた働きやすい就労の場が生まれるよう、新たな業態の掘り起こしや、企業等に対する啓発を進め、多くの方が一般就労する機会を得られるよう、支援を充実してまいります。「一般就労への移行促進」、「福祉的就労の充実」、「障害者就労への理解促進」を重点に掲げ支援を行っております。30 ページの分析・今後の取り組みの方向性ですが、一般就労への移行促進では、障害者就労支援センターにおいて、障害のある方や家族からの就労に関する相談に応じながら、求職活動を支援してまいりました。企業に対しても、障害特性に応じた業務の切り出しの提案やセミナーの開催等により就労環境の整備に努めてまいりました。福祉的就労については、ふれあい製品フェアや区役所販売会等により、工賃向上の支援を行ってまいりました。感染症拡大の影響により、販売会ができない時期がございましたが、地下鉄仙台駅構内での販売会の開始やふれあい製品デリバリー等販売機会等、新規の拡充に取り組んでまいりました。後期計画期間では、これまでの取り組みに加え、障害者雇用の経験の無い企業等を対象としたセミナーの実施等、企業等に対する障害理解を進めていくほか、事業所で請け負える役務の受注支援等、工賃向上に努めてまいります。

(4) ②日中活動です。地域におけるリハビリテーションの推進や地域交流の促進のため、障害者福祉センター運営のほか、小規模地域活動センター、重度重複障害者等受入れに対する運営費補助を実施しました。主な実績ですが、生活介護事業や貸し館事業は感染症の影響により、件数は減少いたしました。なお、障害者福祉センターについては、1ヵ所目の設置から20年以上が経過した現在、設置時とは障害者を取り巻く環境が大きく変化しており、既存事業の在り方や今後センターが担うべき機能について検討を行っております。

(4) ③スポーツ・レクリエーション・芸術文化です。令和元年度までにおいては、2020 東京パラリンピックに向け、主な事業の二つ目のスポーツ体験イベント参加者数が大きく増加したように、多くの市民に関心を持ってもらい、障害者スポーツの啓発を進めてまいりました。来年度の開催に向け、再び機運を向上させるとともに、後期計画期間では関心を継続させる取り組み、また、障害者スポーツボランティア育成

等の環境整備を行い、障害者スポーツのすそ野の拡大を図ってまいります。

33 ページ、(4) ④当事者活動です。障害のある方の社会参加や自己実現の支援のためには、就労や福祉事業所等の利用だけではなく、ボランティア活動の場の提供や仲間との交流機会の提供といった多様な選択肢が必要であることから、ピアカウンセリング講座や本人活動支援事業、セルフヘルプグループの育成等を行いました。質的モニタリングからは、活動に参加された方から、活動による自らの心身への好影響の声が聞かれるなど、一定の役割を果たしたものと評価しております。後期計画期間においては、精神障害者ピアカウンセリング講座やセルフヘルプグループ育成支援のように、参加者の広がりが頭打ちになりつつあるものも見られることから、新たな仕組みの検討を行ってまいります。

34 ページ、(4) ⑤移動・外出支援です。障害のある方の社会参加の推進のため、交通費等の助成を行ってまいりました。前述の医療費助成同様、手帳所持者の増加に伴い、主な実績にあります交付者数も増加しております。事業継続のための財源確保が課題となっていることから、引き続き状況を注視しながら、国への財政支援を求めていく等、必要な対応を検討してまいります。主な実績二つ目の同行援護及び行動援護ですが、利用者数は増えているものの、質的モニタリングでは「ヘルパーの数が十分ではない」との意見も聞かれ、サービスを提供する新たな事業者の参入や人材確保につながる報酬水準となるよう、引き続き国への要望等を行ってまいります。

35 ページ、(4) ⑥意思疎通支援です。障害特性に応じた意思疎通を支援するため、区役所等に手話通訳相談員を配置し、聴覚障害のある方の通訳や相談を行いました。また、手話や点訳、朗読等の奉仕員や通訳者等を養成するとともに、各奉仕員の派遣を行いました。感染症拡大を契機に、意思疎通支援の重要性が改めて認識されました。市長会見時の手話通訳の導入等を行い、情報保障に努めてまいりました。後期計画期間においても、多様なコミュニケーション手段に対応する体制の整備等を進めてまいります。

36 ページ、5 安心して暮らせる環境の整備です。誰もが過ごしやすい社会を実現するために、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進するとともに、災害に備えるための福祉避難所の整備等を進めております。

(5)①バリアフリー・ユニバーサルデザインです。ひとにやさしいまちづくりの推進や、バス・地下鉄のバリアフリーを推進してまいりました。公共交通機関のうち、バスのバリアフリー化については、令和元年度にノンステップバスは5台導入され、28台となりました。前回委員に指摘いただきましたノンステップバスの割合ですが、73.3%が導入済となっております。また、停留所の電照式標識設置や、上屋・ベンチの設置等のバリアフリー化を進めております。地下鉄においても、階段の段差明瞭化・蝕知案内図・音声・音響案内設備の設置、下りエスカレーターの増設等を行っております。後期計画期間につきましても、障害者団体や道路管理者等の関係機関と調整を図ってバリアフリーを推進してまいります。

37 ページ、(5) ②サービス提供体制の基盤整備です。(仮称)青葉障害者福祉セン

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

ターの整備、生活介護事業所の整備を重点としております。市民センターとの複合施設として整備する（仮称）青葉障害者福祉センターについては、整備に向けた必要な機能について、既存の4区の障害者福祉センターの事業見直しとあわせ、検討しております。重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備については、主な実績に記載しましたが、平成30年度に青葉区内に1ヵ所整備、令和元年度には太白区内での整備に向けた補助選定を行いました。また、感染症拡大防止のため、医療型短期入所事業所において、多床室を個室化する整備を進めております。後期計画期間におきましては、事業所の受け入れ枠の状況や学校卒業生の将来的な需要等の状況を踏まえ、新規整備への補助の必要性等を検討します。指定障害福祉サービス事業所ですが、実績にあります指導・監査件数が減少しておりますが、営利法人の新規参入等による事業所の増加に伴いまして、虚偽の届出や不正請求の増加が深刻な問題となっており、指導・監査に時間を要するケースが増えております。後期期間においては、支援の質の確保に努めてまいります。

(5) ③防災・減災等です。災害時に障害のある方を支援する体制を整備するため、重点事業の人工呼吸器装着児者に対する災害時個別支援計画作成の推進や、事業継続計画策定支援、災害時要援護者登録制度の推進を実施しました。人工呼吸器装着児者に対する災害時個別支援計画の作成については、令和元年度の新規着手件数は、前年度より21件増の27件となりました。後期計画期間においては、引き続き個別支援計画未策定の人工呼吸器装着児者の個別計画の策定に努めるとともに、支援者間で定期的に個別支援計画の検証・見直しを行う仕組みづくりの構築を目指します。

(5) ④事業所支援・人材支援です。障害福祉サービス従事者確保支援を重点に掲げております。多くの事業所からの意見を踏まえまして、平成30年度より、学生と事業所の若手職員、採用担当者等を対象に複数のイベントを開催しました。表のその他評価指標にございますが、開催後のアンケートでは、参加者からの評価は良く、参加者には、障害者支援の意義について、改めて考える機会になったと思っております。質的モニタリングからは、事業所での人材育成の重要性は認識しているものの、研修を受講させたり、法人内で人材部門を設置する余裕が無いとの意見もあり、これらを踏まえ、後期計画期間においても、障害福祉分野のイメージ向上の取り組み等、効果的な人材確保・定着支援を進めてまいります。

以上、主要な点を説明いたしました。障害者保健福祉計画の中間評価案をこのように作成いたしました。委員の皆様の意見を踏まえ、次回12月の障害者施策推進協議会に修正案を提示したいと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

会 長 ただいま、協議事項の(2) 仙台市障害者保健福祉計画の中間評価報告書(案) について説明がありました。このことについて、皆さんと協議してまいりたいと思います。

 その前に事前質問票ということで、寺田委員、菅野委員、山下委員からご意見をいただいておりますので、その順で、発言をお願いします。まず寺田委員からお願いいたします。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

寺田委員

私から確認したいことが三点ほどあります。一つは15ページのアーチルの話で、アーチルは、発達障害専門医が1人増えたことで、相談件数が305件増えたということは非常に評価できる点だと思いますが、待たされる期間が3～6ヶ月かかるという話を聞いたことがあり、医者をも増やしたことで、最近待たされる期間がどの程度の長さには短縮されたのか、お伺いしたい。

そして、32ページの表の下の本文6行目で「市民図書館における障害のある方に配慮した図書貸出サービスの提供等を行った」とありますが、どんな取り組みをしたのか、教えていただければと思います。

そして三つ目が、37ページのバスのバリアフリー化について、前回、バス全体の何割がノンステップバスになったのかというお願いに対して、73.3%と調査していただいたことは非常に感謝いたしております。市営バスだけでなく、宮城交通の方も分かるとなお良かったと思っております。こちらの整備率も、捉えていらっしゃるかどうか、確認したいです。より贅沢を言うと、一部、愛子観光が走っているところも実はありまして、こちらの方は、台数は少ないと思いますが、市民全体が乗るバスの整備率として把握できれば良いと思っております。以上三点でございます。

北部発達
相談支援
センター
所長

北部アーチル蔦森でございます。

ご質問いただきましたアーチルの相談待機時間に関して、お答えいたします。

現在、待機時間短縮に向けた取り組みも行っているところでございましたが、相談受付から相談日までの期間につきましては、乳幼児と学齢児については2ヶ月から3ヶ月、成人については1ヶ月半くらいお待ちいただく状況となっております。以上でございます。

障害企画
課長

障害企画課菅原でございます。

市民図書館でのサービス提供の取り組みでございますが、市民図書館では、点字図書、音訳図書、拡大図書の貸し出しを行っております。また、心身の障害等により来館が困難な方に対して、郵送による図書の貸し出しや図書館において資料を拡大して図面に映す拡大図書機の設置等のサービス提供を行っているところでございます。この件につきましては、次回の修正案までに文言を補い、修正させていただきます。

また、バスのバリアフリー化でございますけれども、ご指摘の通り整備率は市営バスの分でございますが、宮城交通分は含めておりません。修正案を作成するまでに、仙台市以外の宮城交通や愛子観光のノンステップバスの整備率を把握が可能かどうか関係部署に確認の上、できる場合は掲載について検討を行いたいと思っております。

会長

ありがとうございました。寺田委員よろしいでしょうか。なお、市民図書館の件ですけれども、読書バリアフリー法が、この10月から施行されていると思うので、そのニーズと体制づくりはすごく大事だと思いますので、次の修正案の時によろしくお願いたします。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

菅野委員

仙台市サンホームの菅野と申します。

私は現在、児童発達支援センターに勤務しております。数年前から地域の発達障がいになるお子さんをサポートする事業を実施しています。ますますアーチルに繋ぐケースが増えてきております。アーチルの嘱託医や常勤医の相談件数が増えているという話が、先ほどもありましたけれども、待機児童のタイムリーな相談になかなか繋がらないという声をかなり聞いておりますので、相談件数の増加だけではなく、市民側のニーズに立った、待機児童の減少率や待機期間の減少の量的な部分も含めた評価をお示ししていただけるとありがたいかなと思いました。

それからもう一点ですが、発達障害児の家族支援体制の整備・充実について、療育の現場では最近多様な家族の困難さ、親子の関係性、養育力の変化、保護者の精神疾患とか、特性を持った精神状態が揺れやすい親御さんが日々増加している傾向がございまして、家族への個別対応にかなりのウエイトで人が割かれています。マンパワーもスキルも必要になってくる現状があります。

このような子供を取り巻く環境の中で、マンパワーもスキルの育成もというところを視野に入れた体制整備と、家庭健康課との連携をしながらの取り組みが必須だと思いますので、充実させるような取り組みをお願いしたいという意見です。

北部発達
相談支援
センター
所長

北部アーチルの蔦森です。

貴重なご意見をいただきありがとうございます。ただいただいた意見は重要かつ今後考えていかなければいけない内容と考えております。いただいたご意見を踏まえてさらに検討を進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

山下委員

シャロームの会の山下と申します。

私が出させていただいた意見は一つあります。中間評価報告案の11ページ、(1)①理解促進・差別解消の障害理解サポーター事業のところ、一つ意見があります。評価のところ、研修に参加した方のご意見や何%の方が理解できたかということが掲載されていますが、障害理解サポーター研修は、障害を持つ当事者が講師を担っているのです。講師をやってみて参加した方からの反応を肌で感じて、講師自身がどんな評価を持ったかとか、参加した方だけでなく事務局がどのように事業を改善しているか等、多面的な評価がとても重要だと考えています。そうすることで、「共生の都・共生する社会」という理念に少しでも近づいていくのではないかなと思って意見をさせていただきました。以上です。

障害企画
課長

障害企画課の菅原です。

令和元年度のモニタリングにおいて、当事者講師からヒアリングを行ってまいりました。毎年当事者講師や講師の障害種別も増加しています。毎年、講習会などを実施しておりますので、幅広い方から意見を聞いてみたいと思っております。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

山下委員 私も実は講師の一人ですが、実際講師として活動ができていないので、これから可能な限り参加して、自分の意見も反映できるように頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

北部発達 北部アーチルの蔦森です。

相談支援 センター 先ほど菅野委員からいただいたご意見について、補足をさせていただきたいと思えます。まず、最初にいただいた、待機に関するご意見でございますけれども、現在、相談までお待ちいただく間に、アーチルに一度おいでいただいて、今のご心配事を伺いながら、次の相談についてのご説明をするという取り組みを、乳幼児で始めていたところ。今、学齢の方でもお待ちいただく間の簡単な勉強会のようなことを検討しているところでございました。

それから、次にいただいた家族支援の意見でございますけれども、やはり複合的な課題を抱えるご家族に対する支援は、関わるところが連携をしながら進めていくことが大事だと思っているところでございます。家庭健康課・アーチル・児童発達支援センターと協働しながら、複合的な課題を抱える家族に対する対応について、意見交換しながら進めてまいりたいと思っております。補足でございました。

会 長 それでは、ここでの時間は限られてまいりましたけれども、2人ぐらいの委員からご発言とか、確認とかありましたらいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。時間が遅れ気味ではありますけれども、大事なことでございますので、協議事項(2)について確認とかありましたらいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、今日の予定は20時となっておりますので、進ませていただきます。また関連で出てきましたらお願いします。

続きまして(3)です。仙台市障害福祉計画(第6期)、障害児福祉計画(第2期)中間案骨子について事務局より説明願います。

障害企画 課 長 続きまして、仙台市障害福祉計画(第6期)仙台市障害児福祉計画(第2期)についてご説明します。資料3をご覧ください。

今回提示させていただいたのは、計画の骨組みとなります骨子案です。ご意見をいただき、次回の施策協で中間案を示させていただきます。その後、パブリックコメントを経まして、3月の4回目の施策推進協議会で答申案とさせていただきます。

まず、二つの計画についてです。これも簡単に説明いたします。1ページの下の図をご覧ください。本市の障害者施策の体系や方向性、推進体制は、先ほどご説明しました6年間の障害者保健福祉計画で定めております。これから説明いたします二つの計画は、障害者保健福祉計画の後期3年間の障害福祉サービス等の到達目標や、見込量を国の指針やこれまでの実績を元に定めるものとなります。

3ページには、新設でSDGsとの関係を記載しております。これも中間評価同様、仙台市SDGs推進方針に基づき、以下の六項目を計画に関連する目標として定めて

おります。

4ページをご覧ください。障害のある方を取り巻く現状です。これにつきましては、次回中間案に記載させていただきます。内容は、先ほどの中間評価報告書より抜粋させていただきます。

第3章、到達目標です。国の基本指針に示された見込量の確保に係る目標事項について、現行計画の実績を踏まえまして到達目標を設定します。国の基本指針においては成果目標と表現されていますが、国が設定した目標との違いを明確にするため、本市では到達目標と表現しております。

障害者保健福祉計画では、23ページに一覧が記載されております。記載項目だけでなく、新たに指針で示された項目についても目標を設定いたしました。それぞれの項目について説明します。

5ページの(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行です。①の施設入所者の地域生活への移行者数です。令和5年度までに、令和元年度末時点の全施設入所者数545人のうち17人、3%の地域生活への移行を目指します。これについては、数値目標を下に掲げましたけれども、過去5年間の実績を元に、令和3～5年の3年間で14人の移行を目指しまして、そこに現計画の目標未達成割合が3人ございますので、それを追加の目標として、本市独自の目標として、17人の目標としたところでございます。

②施設入所者数です。令和5年度末時点において、令和2年度見込人数537人からの横ばいの人数で見込んでおります。国の指針では、「令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減」を基本としていますが、本市の場合は、地域生活への移行を進める一方で、空床には入所待ちの方がおりまして、現実的な目標として、令和2年度見込人数から横ばいといたしました。

6ページ、(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実です。「令和5年度末までに、地域生活支援拠点を確保する。また、その機能の充実のため運用状況の検証・検討を年1回以上行います」。これは国指針のとおりといたしました。平成30年度から令和2年度はモデル事業として実施しております。

(3)福祉施設の利用者における一般就労への移行等です。6ページから8ページにかけては、就労に関する目標値ですが、①福祉施設の利用者における一般就労への移行者数、②～④は就労移行支援・就労継続支援A型・B型の目標としております。就労については、各項目、現計画の数値目標は達成しており、それぞれ、国指針通り増加させる目標としております。

8ページ、⑤就労定着支援事業の利用者数です。⑥就労定着支援における就労定着率です。これにつきましても、それぞれ国指針通りの目標とします。

(4)障害児支援の提供体制の整備等です。①児童発達支援センターの設置ですが、本市では、令和元年度時点で既に設置済みですので、「支援の質の向上」という目標といたしました。

②保育所等訪問支援の利用体制です。国指針では、「令和5年度末までに、主に重症

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保すること」を目標としていますが、本市では既に達成済ですので、それを上回る目標としております。

9ページ、③重症心身障害児に対する支援です。これも同様に国指針では、「市町村に少なくとも1ヵ所以上」という指針ですが、本市では既に達成済であるため、「各区に1ヵ所以上の確保」を目標といたします。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置です。これも同様に、本市では既に設置済みであるため、国指針を上回る値を設定します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等です。これは国指針のとおり目標といたしました。令和2年度に設置した基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の取り組みを通じて、関係機関との連携を強化し、地域課題を共有することで、市・区自立支援協議会の更なる活性化を図り、基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業所等の従事者がよりの確な支援を展開するためのサポートを行い、地域の相談支援体制の充実を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上です。障害福祉サービス等に係る各種研修の活用です。本市職員ですが、県が実施する研修等に参加し、支援の質を向上させます。国の指針どおりでございます。

②実施指導等・集団指導です。先ほど、中間評価で営利法人の参入増加等により、指導回数に苦慮していることを申しましたが、令和3年度以降も実地指導年100回、集団指導年2回を目標に実施回数の増加を目指します。

11ページ、第4章障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策です。

1. 見込量の推計の考え方です。国の基本指針に示された、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込みを定めています。各見込量は、これまでの実績の伸び率を基本に算出していますが、想定される対象者の人数など、今期計画において、考慮すべき事項がある場合は、個別の見込量ごとに考慮して算出しています。

2. 見込量確保のための方策等です。見込量を定める(1)から(7)の項目それぞれについて、見込量を確保するための方策を記載します。これについては、現在作成中でございます。次回中間案で提示いたします。

3. 見込量です。中間評価の5ページから数点、統計を示しましたが、現行計画の状況を踏まえ、それぞれのサービス種類ごと、令和3年から5年までの見込量を算出しております。網懸け部分は、国から新たに指定された項目になります。個別サービス種類ごとの見込方法の説明は省略しますが、傾向から、(1)障害福祉サービス①の訪問系サービス、12ページの上の③共同生活援助、(3)障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の中では、児童発達支援、放課後等デイサービス等が大きく増加する見込みとなっております。

15ページ以降の地域生活支援事業では、次のページの上から四つ目の日中一時支援、(9)地域生活支援促進事業の発達支援体制整備、自閉症センター相談延べ件数等

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

が、大きく増加することを見込んでおります。

17 ページ、第 5 章 障害者施策を推進するための方策です。この章につきましては、次回の中間案で提示させていただきます。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、各施策における対応の方向性について記載させていただきます。また、2. 今後取り組むべき事項、3. 推進体制、4. 各主体の役割、5. 計画の普及・啓発、6. 計画の達成状況の点検及び評価の項目で提示させていただきます。

冒頭で申し上げましたが、今回提示させていただいたのは、計画の骨子案です。ご意見をいただき、回りの施策協会で中間案を示させていただきます。その後、パブリックコメントを踏まえた上で、3月の4回目の施策推進協議会で答申案とさせていただきます。中間案骨子についての説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま協議事項(3)について事務局から説明がございました。中間案の骨子ということで、さらに次回、中間案に進むところですが、委員の皆様と協議をしたいと思っております。まず始めに、事前質問表をいただいている清野委員、お願いします。

清野委員 ピアサポートチーム七夕の清野です。
全体的に障害者保健福祉計画の見込量であったり、量的な目標があったと思うのですが、コロナ禍で例えば研修だったり開催されるべきことが開催されなかったりということで、量的な変化があったと思うのですが、そういったことを今後計画の中に反映させていくものなのか、このままいくのか、また仙台市としてどのように、次年度以降コロナがどうなっていくのかを予測することは難しいかもしれませんが、ある程度それも考慮しながら考えていくものなのかということを質問させていただきました。

障害企画課 長 障害企画課の菅原です。
中間評価の方では、取り組みの方向性の方で、示させていただきましたが、こちらの二計画についてはコロナが今後どのような状況を迎えるのか掴めないところもございまして、コロナの影響が無いという形で、数値自体は算定させていただきました。その際には、感染症拡大の影響があっても対応策を十分踏まえた上で、実行できるような方策を取りまして、事業を進めていきたいと思っております。

会 長 協議事項(3)について委員の皆様から協議いただきたいと思っております。いかがでしょうか。
では、次回の中間案でしっかり検討するというところでよろしいでしょうか。

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会（第2回）

（5）その他

会 長 次に、次第5のその他ですが、皆様から何かございますか。
では、本日の議事が終了しましたので、事務局にマイクをお返しします。

（6）閉会

事 務 局 最後に、事務的な連絡を申し上げます。
本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただき、ご返送いただければと考えております。それに基づきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として決定させていただきます。
また、本日の議事内容や資料について、ご意見・ご質問等ございましたら、机前にお配りしております様式にて、10月29日（木）までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。
なお、次回の協議会につきましては、12月1日（火）を予定しております。会場は本日と同じ、こちらの8階ホールで行います。
それでは、以上をもちまして、令和2年度第2回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございました。

署名人 柴田和子 